

尾上総合高等学校定時制部活動の方針

1 部活動に係る活動方針の策定にあたって

本校の部活動に係る活動方針は、青森県教育委員会が策定する「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の指針」に基づき策定する。

2 目 標

- (1) スポーツ・文化的活動を通じ、社会の秩序や集団のマナーを守り、他者を尊重しながらより良い学校生活を送る意欲の高い生徒の育成を図る。
- (3) 同好の生徒との活動を通じ、多様性を認められる寛容力を身につける。

3 基本方針

- (1) 部及び同好会への加入は任意とし、入部及び退部に関しては当該顧問が管理する。
- (2) 顧問は、生徒が健康的で活発な校生活を送ることができ、学業との両立ができるように配慮し、活動計画を作成する。
- (3) 顧問は生徒の安全や健康に配慮し、周辺環境の整備について指導する。
- (4) 顧問は生徒が自主的に活動し、効率的、効果的に取り組めるように指導・助言をする。
- (5) 生徒が安心して活動できるよう、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

4 運営及び休養日等について

- (1) 休養日については原則週2日設けることとし、考査期間や年末年始など適切に休養日を設け、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。
- (2) 部の活動については、学校生活との両立を考え効率良く成果をあげられるよう努める。
- (3) 各部で徴収された部費については、決算書を作成し保護者に示すものとする。

5 地域との連携について

- (1) 本校生徒や地域の実情に応じ、可能な範囲で校種を越えての合同練習や、練習試合などで交流を深める。